

## 入札公告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年(2025年)1月31日

下関市豊田総合支所長 岡山 学

### 記

#### 1 入札に付する事項

(1) 業務名

道の駅蛍街道西ノ市アウトドアクロック修繕業務

(2) 業務目的

別紙1仕様書のとおり

(3) 履行場所

下関市豊田町大字中村 876-4 道の駅蛍街道西ノ市

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

#### 2 入札参加条件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 公告日現在において、下関市競争入札参加有資格者名簿に登録があり、下関市内に本社、支社又は営業所を有すること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札参加資格申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

#### 3 契約の条項を示す場所

豊田総合支所地域政策課(下関市豊田町大字殿敷 1918-1)及び下関市ホームページ

#### 4 入札参加手続

##### (1) 入札参加資格確認申請方法

「入札参加資格確認申請書」(様式1)を郵送(書留郵便物に限る。)、持参又はメール(PDF)により提出すること。

提出期限 令和7年2月10日(月) 17時【必着】

提出先 〒750-0421 下関市豊田町大字殿敷1918-1  
豊田総合支所地域政策課 地域振興係

##### (2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年2月12日(水)16時までに「入札参加資格確認通知書」によりメール又はファクシミリにて通知する。

#### 5 注意事項

(1) 入札前に必ず現地確認を実施すること。現地確認に際して、対象物件等の規格を確認するために作業(梯子の使用等)が発生する場合は、施設管理者(道の駅蛍街道西ノ市)に事前に申し出た上で許可を得て作業を行うこと。ただし、目視のみの場合はその限りではない。

(2) 時計等機器の規格については別紙2カタログ(時計)を参照の上、取替機器が既設のものと同品以上であることを示すため、入札時にカタログの添付、または規格がわかる書類の提出、あるいは機器の品番等を示すこと。

#### 6 入札に関する質問

(1) 本入札に関する質問は、任意書式でメール又はファクシミリによること。

(2) 質問の期限は、令和7年2月7日(金)13時までとする。

(3) 質問の回答は、質問提出者のみにメール又はファクシミリにて回答する。

(4) 問い合わせ先 豊田総合支所地域政策課 地域振興係【担当：吉田】

メール ttchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

ファクシミリ 083-766-2683

#### 7 入札方法

(1) 入札書(様式2)を下記8に掲げる入札日時及び場所に持参すること。

なお、郵便による入札は認めない。また、入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記入すること。

#### 8 入札(開札)日時及び場所

(1) 入札(開札)日時 令和7年2月18日(火) 10時00分

(2) 入札(開札)場所 豊田総合支所地域政策課 2階 テレビ会議室

## 9 入札保証金

- (1) 下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については別途通知する。

## 10 落札者の決定

- (1) 最も低い金額を入札した者を落札者とする。

## 11 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を豊田総合支所地域政策課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令等に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を入札時まで提出すること。
- (4) 入札参加者が開札日までに入札参加資格を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
  - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
  - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
  - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
  - オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの。
  - カ 虚偽の申請を行った者のしたもの。
  - キ 金額を訂正した入札書によるもの。
- (6) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (9) 入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン等）を使用しないこと。

以上